

ふれあいの里くしだ

指定特定介護予防福祉用具販売事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 みえなか農業協同組合が開設するふれあいの里くしだ(以下「事業所」という。)が行う指定特定介護予防福祉用具販売事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要支援状態にある利用者に対し、適正な指定特定介護予防福祉用具の提供を行うことにより、要支援状態の利用者および家族が安心して日常生活が営まれることを事業の目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所が実施する事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な指定特定介護予防福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、指定特定介護予防福祉用具を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスに努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の所在する関係市町、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、「指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ふれあいの里くしだ
- (2) 所在地 三重県松阪市櫛田町6 4 7 番地2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に配置する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。但し、員数については、附表のとおりとする。

(1) 管理者

①管理者は、専らその職務に従事する常勤の管理者を配置する。なお本事業所の他の職務と兼務することができる。また、本事業の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の職務と兼務ができる。

②管理者は本規程の目的及び運営方針を達成するため、従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに必要な指揮命令を行わなければならない。

③提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する

観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えない。

(2) 専門相談員

- ①専ら福祉用具を販売する専門相談員を配置する。
- ②専門相談員は、福祉用具の選定の援助、取り付け、調整などを行うとともに、その相談に応じる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。国民の祝日、国民の休日、年末年始（12／31～1／3）は除く。ただし、利用者の方の相談に応じて営業する。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、松阪市と津市とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 指定特定介護予防福祉用具販売に関する相談・助言・情報提供
- (2) 指定特定介護予防福祉用具の搬入・据付・調整・搬出
- (3) 指定特定介護予防福祉用具の取扱説明

(取扱種目)

第8条 本事業所において取り扱う指定特定介護予防福祉用具の種目は次のとおりである。

1. 腰掛け便座
2. 特殊尿器の交換可能部品
3. 入浴補助用具
4. 簡易浴槽
5. 移動用リフトつり具部分

(提供方法)

第9条 専門相談員は、利用者および介護予防サービス計画に基づき、指定特定介護予防福祉用具の選定の援助を行う。提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて選定し、使用できるよう専門的知識に基づき、使用方法の指導、留意事項、販売費用等に関する情報を提供する。

- 2 専門相談員は、介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されているか確認する。また、必要な場合は、介護支援専門員等と調整をはかる。
- 3 居宅サービス提供事業所、関係市町等との打ち合わせ調整を随時行う。

4 販売した指定特定介護予防福祉用具の使用状況確認を、適宜電話及び訪問で行う。

(緊急時に対応)

第10条 専門相談員は、利用者が特定介護予防福祉用具を使用しているときに、事故等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第11条 指定特定介護予防福祉用具販売の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本規程の概要、その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、文書で同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第12条 当事業所は、正当な理由なく特定介護予防福祉用具販売の提供を拒むことはできない。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な特定介護予防福祉用具販売を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定特定介護予防福祉用具販売事業者等への紹介その他必要な措置を速やかに講じるものとする。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第14条 利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うものとする。

(サービスの提供の記録)

第15条 指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、具体的なサービスの内容、その他必要な事項を、書面に記録するものとする。

(受給資格等の確認)

第16条 特定介護予防福祉用具販売の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、同意見に配慮して、指定特定介護予防福祉用具販売を提供するよう努めるものとする。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第17条 指定特定介護予防福祉用具販売の提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行なうものとする。

- 2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第18条 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者等との連携)

第19条 指定特定介護予防福祉用具販売を提供するに当たっては、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第20条 指定特定介護予防福祉用具販売の提供にあたり、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額の支払いを受けた場合は、利用者に対し以下の書類を交付するものとする。

- イ 当該指定特定介護予防福祉用具事業所の名称、提供した福祉用具の種目の名称、品目の名称及び販売費用の額、その他保険給付の申請のために必要と認められる事項を記載した証明書
- ロ 領収書
- ハ 当該指定特定介護予防福祉用具販売のパンフレットその他の当該指定特定介護予防福祉用具の概要

(掲示・開示)

第21条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、専門相談員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。**備え付けの書面又は電磁的記録の供覧による壁面の掲示を代替できる。書面掲示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、ウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならない。**

- 2 当事業所は、行政庁が実施する「介護サービス情報公表制度」に基づき、当事業所の事業内容等に関する情報を開示する。

(個人情報の保護)

第22条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(広告)

第23条 当事業所について広告をする場合において、その内容が虚偽又は誇大なものにならないよう十分配慮して行うものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第24条 居宅介護支援等業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を禁止するものとする。

(苦情処理)

第25条 指定特定介護予防福祉用具販売に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定特定介護予防福祉用具販売に関し、法第23条の規定により市町が行い質問若しくは照会に応じ、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定特定介護予防福祉用具販売に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第26条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(会計の区分)

第27条 事業の会計は、その他の事業会計と区分する。

(記録の整備)

第28条 当事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 利用者に対する特定福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
 - ①特定福祉用具販売計画
 - ②提供した具体的なサービス内容等の記録
 - ③市町村への通知に関わる記録
 - ④苦情の内容等の記録
 - ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(販売費用の額)

第29条 指定特定介護予防福祉用具販売を提供した場合の販売費用は、別紙価格表に定め

るとおりとする。但し、料金については附表のとおりとする。

(その他)

第30条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、みえなか農業協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(福祉用具サービス計画の作成)

第31条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した福祉用具サービス計画を作成しなければならない。

- 2 福祉用具サービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画の作成に当たり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画を作成した際には、当該福祉用具サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行う。

(ハラスメント対策)

第32条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、適切な指定特定介護予防福祉用具販売の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言葉であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員等の就業環境が害されることを防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第33条 虐待の発生又はその再発を防止するために以下の措置を講じる対策を行います。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- ②虐待の防止のための指針を整備する。
- ③従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ⑤身体拘束について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない事とし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(業務継続計画の策定の対策)

第34条 事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービス等の提供を受けられるべく、サービス等の提供を継続的に実施する為の計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画を策定するとともに、当該

業務継続計画に従い、従業者に対して必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。

- ①感染症に係る業務継続計画の策定。
- ②災害に係る業務継続計画の策定。

（感染症対策のための措置）

第35条 感染症が発生した場合、まん延しないように以下の措置を講じる対策を行う。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会を設置する。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。
- ②感染症の予防及びまん延の防止の為の指針を整備する。
- ③従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的に実施する。

（規程の改廃）

第36条 本規程の改廃は、代表理事組合長による。

附則

- 1 本規程は令和3年4月1日から施行する。
- 2 本規程は令和3年6月1日から施行する。
- 3 本規程は令和5年4月1日から施行する。
- 4 本規程は令和5年11月1日から施行する。
- 5 **本規程は令和6年4月1日から施行する。**

ふれあいの里くしだ
指定特定介護予防福祉用具販売事業所運営規程
附表（第4条に基づく）

①管理者	常勤兼務1名
②専門相談員	常勤兼務1名 常勤専従1名 非常勤専従2名 計4名

附表の改定については、担当理事決裁とする。

1. この附表は、令和3年4月1日から施行する。
2. この附表は、令和4年11月1日から施行する。
3. この附表は、令和5年11月1日から施行する。